

環技審第17号
令和元年8月28日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 山本玲子



(仮称) 宮城山形北部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について(答申)
令和元年7月22日付け環対第136号で諮問のありましたことについては、別紙の
とおりです。



(仮称) 宮城山形北部風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る答申

1 全般的事項

(1) 事業実施想定区域（以下「事業区域」という。）の大部分が、緑の回廊、保安林、鳥獣保護区等に指定されている地域であるほか、特定植物群落等も分布している地域であり、事業の実施による動植物及び生態系への重大な影響が懸念される。特に、緑の回廊については、動植物の移動経路として、森林等の連続性が確保される必要があるため、事業区域から除外すること。

また、これらの重要な自然環境のまとまりの場については、事業区域の検討段階において回避すべきであることから、ゼロオプションも含めて、事業区域の見直しを行うこと。

(2) 当該事業区域で風力発電事業を実施することとした理由を方法書に記載すること。

なお、理由の記載に当たっては、風況等の事業性だけではなく、工事の実施による生活環境や自然環境への負荷などにも配慮して検討した複数又は広域の対象事業区域案を提示すること。また、それらの比較検討による対象事業実施区域の絞り込み経過も併せて記載すること。

(3) 事業区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得た上で事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 水質

事業区域及びその周辺は、水源かん養保安林や水道水源特定保全地域に指定されていることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水環境への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無を評価した上で、方法書を作成すること。

(2) 地形及び地質

事業区域及びその周辺には、重要な地形（屏風岩）が存在するため、その区域を事業区域から除外すること。また、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）及び地すべり地形については事業実施による影響を調査、予測及び評価をし、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの箇所及び周辺を事業区域から除外すること。

(3) 動物

事業区域及びその周辺には、植生自然度の高い森林や緑の回廊等の重要な自然環境のまとまりの場が多く存在しており、希少種をはじめとして、そのような場所に依存して生息している動物も数多く存在する。

のことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、これらの重要な自然環境のまとまりの場を事業区域から除外し、動物への重大な影響を回避すること。

(4) 植物

事業区域内においては、植生自然度の高い森林がまとまって存在しており、中でも加美町と山形県最上町との境界周辺は特定植物群落（翁山・小国川源流のブナ自然林）に選定されているなど、植生及び生態系の保全の重要性が非常に高い地域と考えられるところから、これらの森林を事業区域から除外すること。

(5) 景観

薬菜山及びその周辺は、非常に重要な景観資源であるとともに、鳴子温泉郷からの眺望景観も重要であることから、以下に留意の上、特別に慎重な対応を取ること。

イ 主要な眺望点だけでなく、薬菜山の風景が良く撮影されるポイントについても、調査地点を設定し、方法書を作成すること。

ロ 薬菜山周辺及び鳴子温泉郷からの景観への影響については、回避又は十分に低減すること。

ハ 国道47号に沿う温泉街（川渡温泉、鳴子温泉、中山平温泉まで）、陸羽東線の車窓、国道47号沿線も調査地点として設定し、方法書を作成すること。また、それらの眺望点からの景観への影響を回避又は十分に低減すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業区域周辺にあるバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 温室効果ガス

森林伐採や土地の改変等の工事及び風力発電施設の製造・輸送・稼働・廃棄に関する温室効果ガスの環境負荷を考慮した上で対象事業実施区域の選定を行うこと。

(8) 放射線の量

事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、対象事業実施区域内の空間放射線量及び土壤の放射性物質濃度を測定すること。